官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七六）　一
〔その他告示〕
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（厚生労働二三一）　二
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一二六〇）　三
○保安林の指定をする件（同一二六一～一二六五）　五
○保安林の指定を解除する件（同一二六六～一二八一）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一二二）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九五～二〇〇）　六
○道路に関する件（北海道開発局七五）　六
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
〔公　告〕
諸事項　六
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　二六

府令

○内閣府令第七十六号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに同法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十二条第三項及び第十三条の五の規定に基づき、児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十七日　内閣総理大臣　石破　茂

児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（面会等の制限） **第二条**　［略］ 2　［略］ 3　児童相談所長は、法第十二条第一項に規定する第三十三条一時保護（第七条において「第三十三条一時保護」という。）が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者について、法第十二条第三項の規定に基づき当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。 4　児童相談所長は、法第十二条第三項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。 （都道府県児童福祉審議会等への報告） **第七条**　法第十三条の五に規定する内閣府令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第四号若しくは同条第二項第五号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の	（面会等の制限） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ （都道府県児童福祉審議会等への報告） **第七条**　法第十三条の五に規定する内閣府令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第四号若しくは同条第二項第五号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の